

第二十六回国会 建設委員會議録 第六号

昭和三十三年三月六日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

- 委員長 藤原 雄次君
- 理事 内海 安吉君 理事 荻野 豊平君
- 理事 二階堂 進君 理事 前田榮之助君
- 理事 三鍋 義三君
- 逢澤 寛君
- 生田 宏一君
- 大高 康君
- 徳安 實藏君
- 中島 茂喜君
- 山口 好一君
- 小川 豊明君
- 中島 巖君

出席政府委員

- 建設事務官(計画局長) 町田 稔君
- 建設事務官(住宅局長事務取扱) 鬼丸 勝之君
- 委員外の出席者
- 農林事務官(農地局管理部長) 立川 宗保君
- 農林事務官(水産庁漁政部長) 新澤 寧君
- 運輸技術官(港灣局計画課長) 坂本 信雄君
- 建設事務官(大臣官房日本住宅公団首席監理官) 南部 哲也君
- 建設事務官(住宅局長事務取扱) 鮎川 幸雄君
- 参考人(日本住宅公団総裁) 加納 久朗君
- 専門員 山口 乾治君

三月六日

委員中村寅太郎君辞任につき、その補

欠として久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員久野忠治君辞任につき、その補欠として中村寅太郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

同日 県道宮崎、鹿屋間を二級国道編入に關する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一五九七号)

同日五日

道路財源の確立等に關する請願(淵上房太郎君紹介)(第一七九二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○薩摩委員長 これより會議を開きます。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。本日は前会に引き続き、本案に対する質疑を行います。なお念のため申し上げますが、農林省農地局管理部長立川宗保君、水産庁漁政部長新澤寧君、運輸省港灣局計画課長坂本信雄君及び日本住宅公団総裁加納久朗君の諸君も御出席になつております。それでは小川豊明君。

たします。住宅公団の昨年における投資は、一般会計から行われず、資金運用部から五十三億、公債債で百億であつた。この資金運用部の利子は六分五厘になつております。公債債の利子は八分五厘である。そうすると、この利子の負担は容易でなかつたと思ひますが、利子の総額は幾らになつておりますか。この償還方法はどうかしてありますか。この償還方法はどうかしてありますか。

○鬼丸政府委員 三十二年の住宅公団の資金構成について申しますと、政府の低利資金は年六分五厘ということに相なつております。それから出資金は御承知のように無利子でございます。これの平均利回りは、この資金構成の率が低利資金六三%、出資金三七%という割合になつておりますので、平均の利回りは年四分一厘ということに相なります。そこで家賃はこの年四分一厘の利回りで建設費を七十年間に元利均等で償却するという方法で計算されます。それに管理上の諸経費をプラスしたものが実際の家賃、こういうことに相なるのであります。

○小川(豊)委員 昨年の十一月十七日の閣議で、当時の行政管理庁の長官であつた河野さんは、住宅問題について特に発言して、最近都会における住宅公団や住宅金融公庫などによる集団住宅が、郊外に敷地を求めると、農地をつぶす傾向がある、むしろこの際都心にある官庁所有の遊休地や不適当と思はれる土地等を開放して、住宅建設に充てるべきことを強調されました。全園僚もそれに賛成した。そのために行管では閣議の方針に従つて、とありあらず六大都市の公社、公団を含む政府機関の所有地を年内に調査し、もつ遊休地や官庁に不適当な土地があれば、河野長官から関係各省に供出の協力を求め、遊休地や不適当な土地の放出を待つて住宅公団に払い下げるといふことになつておつた、こういうことを聞いておるわけです。それで新聞により申すと、これに基いて行政管理庁監察部の松本監察官が、東京都並びに六大都市及びその周辺において集団住宅に供し得る官公庁所有の遊休地が、六大都市においては四十一万一千坪、検討を要するものがさらに二十二万四千坪ある、東京都にも検討によつて可能と認められるものが八万七千坪ある、こういうことを発表されております。この土地の処理、転用について建設省、住宅公団にこれを通知して、大蔵省が管理する普通財産については大蔵省、各省の行政財産については大蔵省と関係各省で協議して建設省や住宅公団に協力する、こういうことに話を聞き及んでおるのですが、こういう点での措置はとられておりましたか。

○鬼丸政府委員 公営住宅、公団住宅その他政府施策の宅地につきましても、お話のようにだんだん取得難が高じて参つてきておられますが、たまたまお話しありましたように、この宅地取得難を解決いたしますために、一つの有力な手段といたしまして、国有の遊休地あるいはあまり利用されてない、利用度の低い国有地をこれらの公営、公団の住宅に提供するために、昨年来行政管理庁及び大蔵省におきましていろいろ調査を進めました結果、ただいま大体数字的にもお話しになりました通り、京浜、中京、北九州、京阪神、この四地区について調査いたしました結果は、直ちに住宅用地として転用が可能であると考へられるものが六十四万九千坪あり、その他ありまして、そのほかに、これもお話しに出ましたが、検討を要しますけれども、検討した結果転用がある程度可能性があるものが二十二万四千坪あり、ございませう。これにつきましては、この調査結果によりまして、建設省といたしましては大蔵省と密接な連絡をとりまして、具体的にどういふ箇所をどういふように利用するかというのを目下話し合ひを進めておる段階でございまして、三十二年度におきましてはある程度これが具体化するものと考えております。

○小川(豊)委員 それから公団は区画整理法を適用することが出来るわけですが、この区画整理法では当該地域の関係者に減歩を要求する——減少といいますが、私言はわかりませんが、要求することでもできる、それらの調整がつかぬ場合には、土地取用法によつて取用することもできる、こういうことになつておるようですが、この減少は、地域の土地所有者に、公団の事業を施行することによつて地価が上がるということがあるから減歩を要求するのか、

それとも事業入貨の負担を軽減する必要があるからということになるか、これは一体どれか。私は減歩という言葉を聞いておりませんが、どういふ言葉を使つていかかわかりませんが、区画整理法によつて減歩というのできるそうですが、これはどういふ理由でこの減歩というものがあるのですか。

○町田政府委員 たいまお尋ねのございました区画整理による減歩でございますが、これは区画整理をいたしますと、街路その他公共施設が整備されますので、従つてその宅地としての価値が非常に上るわけでございます。それによりまして地価が上りますので、その上りました分だけを公共用の施設等を設けるための土地として減歩をするというに、区画整理としてはなつておるわけであります。

○小川(農)委員 そうすると、これは区画整理をすることによつて道路がよくなり、水道等が引かれてくるから地価が上る、従つてその土地所有者等は非常な利益を受けることになるから減歩する、こういうことですね。そこで、そうすると農地の場合、農民が農地を持つておつて、その農地を耕して農業を営んで生活をしていく場合に、この農民はこの受益者ということになるわけですか。たとえ山林とか原野であつた場合には、私は受益者と言ひ得ると思ひますが、農耕地の場合、これを農家が減歩されていくとする

と、地価が上るといふことは、土地を売らなければ上らないわけですね。そこで農民が土地を売るといふことは、農業を捨てるといふことになるわけですか。そういう場合に、これに対する受益者というものの解釈はどうなんですか。

○町田政府委員 たいまの御質問もつともございまして、農地である場合に、そこを区画整理して宅地にいたしますと、宅地としての価値は上るわけでございますが、そこを引継いで当分の間農地として使うという場合には、農地が減るわけでございますから、農地としての生産性は減りますので、農民にとっては利益がないじゃないかという御指摘でございます。これはそういう土地を農地として使ひ限りは、御説の通りだろふと思ひます。ただ住宅公団等が区画整理をいたしております地域は、もともと国土計画的あるいは都市計画的に考へますと、農地としてよりも宅地として使ひべき地域をいたしておるのでございまして、これはあくまでも農地としての利用価値で、区画整理前と区画整理後の比較をいたすべきではなく、宅地としての利用価値によつて比較をいたすというところが当然だと思ひます。その場合にはやはりその土地の所有者は受益をしておるわけでございますので、減歩が行われるのは当然だといふように解釈をいたしております。

○小川(農)委員 たいまの御説明では私ちよつと納得いかないのですが、農民は農地を減少していくと自分の耕作地は減るわけですね。あとの土地といふものは、これは売ら私わいなことには受益者になりません。むしろこの場合は、売ら私わいなでいて土地が減少されるのですから、被害者ですね。これを受益者としてこれに減歩を要求するといふことは、私には非常にわかりません。これが山林であるとか原野であるとかいふなら、そのもの直接が農地ではありませぬから、これはある程

度支障ないでしようが、農地である場合に、これが果して受益者として解釈していいのかわかりません。むしろ逆に言へば、減歩させられるといふことはそれだけ損をさせられることになるので、土地を売る、農業をやめるといふことが前提になつてくるのです。そういうことと国の農地保護の精神とか、あるいは食糧増産の精神とかいふものは、ここでは完全に消滅してしまふわけなんです。これに対して減歩を要求するといふことは一体どういふものか。

それからもう一つは、そういうことからたとへば金ヶ作であるいは日野とか、農地をこれに当てているところでは大へんに農民が反対しています。原野であるとか山林であるとか、たとへば光ヶ岡とかいふところは農民の抵抗が当然に出てきているわけですね。このことについては、そうした補償や賠償等は、必要とするものにはできるだけ支払つて摩擦をなくする、この繰り越し財源が百億ほどあるから、これらの金額の中から支出してもその摩擦をなくするといふことも、この前の委員会で総裁は御答弁になつておるのです。ところが一方において、金ヶ作とか日野とか、そういうところでは農民は減歩に対して反対をしておるということになると、総裁の言明と非常に異なつた結果が出てきているのです。そういうこと、これは総裁の意思というものが現場に通じないために、地元ではこれに反対をして抵抗を続けるのだといふことで、これは補償されるということか、この点を御尋ねいたします。

○加納参考人 たいまの御質問に対して御説明申し上げます。公団の方針

といたしましては、できるだけ原野または山林といふものが多いところをねらつて、宅地を造成するということがいたしております。しかしながら、もとと国家の住宅政策から出発した住宅公団でございまして、東京都を中心としたしました周辺何キロというところを宅地にしようといふことで出発したものでございまして、あくまでも宅地にするつもりで計画をしておるのでございます。その場合に区画整理をいたしますと、場合によりましては農地をつぶすということが出て参ります。これは先ほど政府委員の方からお答えができましたように道路ができ、水道ができ、ガスが引かれて、そして土地の値段が三倍または四倍に上るといふわけでございまして、その農地の所有者が土地を売りますと、他に土地を求めるといふだけの補償は十分ついておるわけでございます。しかしながら、もしその農地を作つておる人が、どうしてもその付近で百姓をしたい、そういう場合には、私の方はさらにかえ地を御周旋いたしまして、付近にできるだけの面積、御満足いくところの土地を買つてその方に差し上げる、交換をするといふことまでございせんをして、できるだけ摩擦を避けて、円満に土地を買収し、かつ農業をしておられた方が、農業にどうしても執着したいという方に対しては、土地を失わぬように御周旋申し上げておる次第でございます。

○小川(農)委員 非常にけつこうなお考え、その点けつこうだろふと思ひますが、そういうことが現実にはできません。農民は今非常に土地が少なくて、一畝、二畝の土地さえも取得しようとして

非常に狂奔しておる中に、その土地を提供するから、損のないように他の土地にかえさせられるというよりなことが、現実としてそれはできるのである。できるのならば、私どもは金ヶ作や日野等の各地でいろいろ農民がごごとしておるというのを聞いておるのですが、なければ幸ひですが、ごごととしておるといふことは、それができないからじゃないですか、できるのですか。

○加納参考人 日野、金ヶ作につきましては、土地の方と今交渉中でございます。漸次円満に解決するようになつております。

○小川(農)委員 そうすると、そういうところの農民の要求というものは、もちろん過大な要求がいられるはずはありませんが、あと農民の農耕に差しかえない、生活に差しかえないといふような土地は、公団によつて別な土地が提供される、こういうふうを考へてよろしうございせんか。それから今一点、うちも片づけなければならぬだろふし、いろいろな問題が出てくるだろふが、そういう問題に対しては、あなたの方でやられる、こういうことですか。

○加納参考人 おつしやる通りでございます。家の移転から、かえ地の周旋まで私の方でいたします。

○小川(農)委員 そこで、先ほどの農林省の方にお尋ねしたいと思ひますが、公団の事業が農地の転用と重大な関連が出てくるわけですか。今回また公団では水面埋め立てまでも計画なさつて、内湾漁業者の漁業権ともまた関係が生じてくる。農林省の農地局等では、この公団が設立されるに當つて、

十分関係当局としてこの協議に私は参加したと思っておりますが、その際、農地が消滅して農家が離農する等の措置について、この公団法の中に、農地並びに農民の生活を保護するといふようなことが、どういふところに取り入れられておりますか、農地局の方にお尋ねしたいと思つております。

○立川説明員 住宅公団の実行いたしますところの宅地の造成につきましては、御指摘のように非常に農業に關係が深いのでございます。それで法律を政府の内部で立案をいたします際、建設省とはいろいろよく御相談をいたしまして、住宅公団が宅地造成をいたされず、農地を転用するといふ場合には、農林省とよく御相談を願ひまして、その土地が宅地に転用することが適當であるかどうか、あるいはその面積が合理的であるかどうかといふような点についてよく御相談をいたしまして、処置をするといふ工合にいたしてあります。

○小川(農)委員 水面埋め立ての問題についても、漁民の生活や漁業権の調整についても、この問題は今後いろいろ出てくると思つております。これに対してどういふ処置が、この住宅公団法の中に、水産庁の意見といふものがあるか、どういふふうに入られておるのであるか、この点をお伺いいたします。

○新澤説明員 たいだいま御質問がありました通り、たとえば水面の埋め立てをするといふことによりまして、漁業者が非常に影響をこうむるような場合が出てくることもあろうかと思つて、やはりその場合におきましても、沿岸の漁業者は零細でございまして、

また転業の道も少いわけでございますが、単に補償だけで解決するということもいたしかねる場合が多いと思つております。従ひまして、そうした理め立てによつて宅地を造成するといふ場合にも、その理め立てをする条件、転業の可能性といふようなことをいろいろ考え合はせて、実施しなければならぬと思つております。そういふ意味合いにおきまして、そういふ理め立て等による宅地造成の場合におきましては、事前に十分御相談をして、また現地の漁業者とも十分納得すべく話し合ひが進められるようにといふことをお願いしておるわけであり

○小川(農)委員 この農地の転用の場合、個人の場合にはきびしい規定がいろいろ設けられておるようには思ひませんが、ところが公団の場合、大規模に農地が公団によつて転用される場合に際して、農地法制定の精神がこの法のどこに生かされておるか。たとえば農民の場合、私の聞いておるのでは三割四分七厘とかが減少されるという。たとえば一町歩持つておる農民は、三反四畝といふものは無償で公団に提供しなければならぬ、こういうことが出てくるのです。そうした場合における農地の減少、それから生活の救済等の規定が、この公団法の中には別にならぬのです。これに対して、私は関係当局としての農林省農地局あたりでこのことをどのように公団当局と、あるいは建設当局と折衝されたのか、その農地法の精神といふものはどこに生かされるようになっておるのか、こ

の点をさらにお伺いしたいと思います。

○立川説明員 農地法第四条並びに第五条、つまり農地を他に転用する場合の制限の規定でございますが、これは日本住宅公団に對しては適用がございませぬ。従つてその点はほかの個人が農地を転用する場合は、法律の規定は差別がございませぬ。従つて同じような考え方からいたしまして、農地法の運用の一部として、日本住宅公団の農地の転用を処理いたしてあります。ただ日本住宅公団は特別の立法によりまして制定をいたされまして、また日本の住宅に對する対策として政府の有力な一つの方途であると存じますので、その農地の政策と、それから住宅の政策といふことを合理的に調整をして、農地法四條、五條の許可をする、こゝろいふ考え方を持つておるわけ

でございます。

それからお尋ねのございました減歩の問題でございますが、これは先ほど公団の總裁あるいは建設省の政府委員の方からいろいろ御説明がございしましたが、その区画整理をいたされます土地について、客観的にその土地の価格は値上りをいたそうかと存じますけれども、その土地で従来通り農業経営を断続するといふ人につきましては、経営面積が減るといふことは、お話の通り経済的な打撃がございませぬ。その点について、減歩率が合理的であり、合理的な範囲内において最小限であり、かつ先ほどの公団の總裁のおっしゃいましたように、非常に困窮する人について代地のあつせん、その他の適切な措置がとられるといふことを私どもも希望をしておるわけでございます。

○小川(農)委員 農林省の側から見れば、減歩といふのは、区画整理が行われて地価が上がるから、当然それだけの利益が生ずるといふことで、私は三割四分七厘とかいふ一つの減歩率といふのが出てきたと思つております。この三割四分七厘といふのは、どういふ根拠で出たか、これはまたお尋ねしなければわかりませんが、大体先ほどの答弁でいくと、三倍ないし五倍くらい上るので、だから三割四分七厘くらいは減歩しても農民は損はないのだ、土地所有者は損はない。むしろ利益なん

だ。こゝろいふ考えから三割四分七厘といふのが出たと思つて、私は繰り返して言ふよりですが、今の、こゝろに都市近郊の農民といふものは、土地の所有面積が少いのです。せいぜい一町歩か一町二反歩持つて、辛くも農業を行なつておるわけですが、その中から、将来地価が上がるだろうといふことで三割四分七厘といふようなものを無償で農民から公団に提供させる。従つて一町歩持つておる農民が六反歩くらいの農業になつてしまふ。営農にも非常に支障を来たすといふ点が一点と、その残つた六反歩といふものは、売らないことにはその恩恵にはあすかれないわけですが、従つてこの形で行くならば、農民でなくなるといふことが前提でなければならぬ。そういふ点に對して、今のあなたの方の答弁には、これは公団がどんどん補充されてきていけば、せつかく土地改良をやつたりなにかして農民が一生懸命やつておる土地が、だんだん農民でなく転落していかなければならぬ、こゝろいふ結果がぐるわけですが、これに對してあなたの方では、補償が十分なされればい

じやないか、かき地が行われればいじやないかといふことでは、私は農地局等において済ませる問題ではないといふのでございませぬ、それはそれでいいのでございませぬか。

○立川説明員 御指摘もございましたが、住宅の目的のために土地区画整理事業を行うといふ土地は、客観的に判断をいたしますと、これはいろいろその土地によつて差異はございませぬが、一般的に申しまして、住宅地になる立地条件を持つておるといふことは概折的には申せると思つております。しかしながら土地区画整理が行われましようとも、その土地について農業を営んでおる人が、転業を強制されることは法律上はできないわけでありませぬから、相変らず、農業をやりたいといふ人は、農業をやるのは当然で、しかもこれはいろいろ例外がございませぬけれども、一般論で申しますと、その土地でやはり農業を依然として継続したいといふ農家は、非常に経営の能率が高くて、そこでやはり農業経営を続けていくといふ優秀な農家群が多いわけでありませぬ。その場合に、御指摘のように土地を売るといふことには、利益はございませぬけれども、依然として経営を継続するといふことになりませぬ。何割といふ経営面積が減りますから、その点は農業経営としては大きな痛手であるといふことは申すまでもないことではあります。そこで問題は、やはり土地区画整理といふ、宅地を造成をしていくといふ問題と、農業といふ問題とが接点になるかと思つて、そこで現在の土地区画整理の立て方では、減歩といふ建前をとつてお

り

ますので、その打開調整の方法といたしましては、どうしてもそこで農業経営を営もうという人が、経営面積が非常に不足であるといふと、その経営面積をそのほかに求めるといふことを、別途行政的の措置であつせんし、指導したりするほかないと思ひます。

○小川(豊)委員 私公団の場合、その地域に農業を営んでいる農民を受益者として規定して、それに三割四分七厘とかいう減歩を要求することがどうかと思ふ。むしろ受益者は、そこに行つて住む人が受益者である。農民は土地を売り払つて、どこかに行かなければ受益者にならない。従つて受益者と規定するためには、農民でなくなるということが前提でなければ受益者にならない。またどこかへ出ていつてしまわないと受益者にならない。これに對して受益者として三割四分七厘というより土地を農民から無償で提供される。そういう公団の減歩の措置というものは、農林省のあなたの方として、それを適切だと認めておられるのかおらないのか、こういうことをお聞きしたい。

○立川説明員 これはいろいろと判断のしようがあるかと思ふのであります。が、土地区画整理という建前を前提といたしますと、その土地の区画整理地域に属します土地については、やはり減歩という問題を土地区画整理法で前提としております。これについては、やはり客観的にその土地が宅地という観点から申せば、地価が上がつたり、そういう価格が上るといふ利益があるのをごさいますから、減歩という処置をとりましますことも一つのやむを得ない方法かと思ひます。

○小川(豊)委員 そりすると、農林省の農地局の方の考え方としても、三割なんぼという減歩といふものは、区画整理をやる場合には、これは無償で提供することは妥当である、こういう見解だ、こう解釈していいわけですね。

○立川説明員 三割何分という減歩率については、これはやはりいろいろ問題があるかと存じます。具体的な地域について判断をいたしませんと、ちよつといかんとも申し上げかねるのをごさいます。さらに、その減歩と無条件で前提にするわけではないのでございまして、その減歩とされて農業経営の面積が著しく減少して、しかもそこでまじめに農業を続けていきたいという人については、農業経営の継続を保障するように行政的な、あるいはその他の指導がなされなければならぬ、そういうことを含めて減歩ということが土地の区画整理事業として行われるという事柄になればやむを得ない、こういう工合に考えるわけでございます。

○小川(豊)委員 御説ごもつとも思ひますが、そりするとそりという方法がなされる場合どうなるのです。それはなされるだろつといふことで、そのまま減歩はされないといふことになるわけですか。僕の聞いている日野とか金ヶ作とか、方々で土地が取り上げられることによつて農業が営めなくなるというので、五十戸、六十戸という農家は署名して大へん反対しているといふことを聞いておるが、そういう場合に今の御答弁ではそういうことがなされればよろしい、こういうことなんだ。あとで農業をするのに支障がない

ような方法がなされればよろしい、なされない場合はいけないといふことになりましますか。

○立川説明員 私どももいたしましては建設省その他の関係機関とよく御連絡、御相談をいたしまして、そういうことが必ずなされるように努力をいたしたいと思ひます。

○小川(豊)委員 それでは給費にお尋ねいたしますが、今農林省の当局と私との話をお聞きなされたと思ふのです。が、公団としてはどういふ農民が三割四分七厘というより減歩をされるに對して、あとで農業がその場所では土地が非常に減少して、一家の維持ができなくなる、その場合にそれに対するかえ地、もしくはそこはもう少なくなっているから売り払つてよそへ出なければならぬといふような場合には、それに対する農民に支障のない、不当でない限りにおいて支障のない措置というものが、公団としては十分におとりになるという事柄に解釈してよろしゅうございませうか。

の土地であつたものが八百四十万円になる、こういうわけでございます。しかしそりいふふうになつても、なおその土地は売りたいくないといつてそこで耕作なさる方は、これはやむを得ません。御随意でございます。しかし減るのはいやだ、どうしても同じ面積だけのところで自分は農業をしたいのだ、こういう方に対しては先ほど申しましたようにかえ地を御周旋いたしまして、また必要な場合には住んでいらつしやる家もそこに移転して差し上げる、こういうことをいたしております。それは非常に例外的場合なごさいます。御承知のように都市の付近の農民といふものは、その子弟がもう百姓をしたくないといふ人が多いのでございませう。従つて売りたいのでございませう。公団の地面を求めます場合にも、農民の方から売りに来るといふ方の例が多いのでございませう。それは今の区画整理の場合ではございませぬ。区画整理の場合におきまして、都会地の付近でございまして、農業をするといふよりはやはり宅地として売つて、そして他に転業をするといふ時勢に迫られておる。それでございませうから住宅政策といふものと農業政策といふものは、やはり国家として適當にこれを整理していただいで、そりしてやはり首都府近または工業地付近といふものは、あくまでも住宅地として發展させていかなければならぬ。こういうふうには私は存する次第であります。

○加納参考人 区画整理をやるのでございませうから、こちらが計画いたしましたように道路をつけ、水道をつけ、下水道をつけるというふうなことをしなればななりません。従つて減歩という問題が生じて参りますが、同時にたゞいま御説明がありましたように、土地の値段が宅地としては非常に上るわけでございます。でありますから、ちよつと例を申し上げますと、かりに一千円と例の申し上げますと、かりに一千円の地価のしているところで一町歩持つていた人が、減歩が三分であつたといふと、あとの残りました土地が四千元に売れますと、最初に三百万円

部分のよつた気がしたのでありますが、今度のこれで見ますと新市街地を作る、学校を建てる、病院を建てる、工場を作ら、これは考へても相当広範囲なものだと常識的に思ひます。今お話によればその土地におる百姓が、今度はやはり百姓をやりたいといふ場合には、それだけの広範なかえ地のごあつせんができませんか。

○加納参考人 そりいふ場合にはその土地を選定いたしません。ほかにいたしません。

○井谷委員 新市街地をこしらへるといへば、やはりそりいふところ以外にはないと私は思ふのだが、ほかにございませうか。

○加納参考人 ます新市街地を作ります前には、その公共団体の方ともよく相談いたしまして、公共団体はその付近の人たちの意向を大体当りまして、このことばいけるというところを選定することにしておりますので、私の方は勝手にこのことをやろうといふことではございませう。従つていふよりなことをしておるわけではございませぬ。それでございませうから反対者といふ方が、むしろ例外的に少いのでございませぬ。ごく例外的に反対をするといふので、大多数は賛成してくれております。



条文を改正いたしませんので、ここに新しい業務として加えました理由でござい... ますが、この外国からの研修生に... 対する住宅施設を設けるという趣旨に... つきましてはすでに申し上げた通りで... あります。この業務は住宅公園の本... 来の業務として扱わずに、暫定的に当... 分の間これを新しく業務として扱うと... いう意味において、附則に規定いたし... たのでございませう。当分の間という点... でこの趣旨を御了承願いたいと思いま... す。

○小川(豊)委員 私はこの点について... もつと意見はありますが、これは大臣... がおいでになったときにします。

念のためにちよつとお聞きします... が、この一条の「新市街地を造成する... ための土地区画整理事業を施行する」... というのを、今度改正して、「新市街... 地を造成するために土地区画整理事業... 等を行う」ということになっているわ... けですが、今私が問題にしておつたの... は「公園の中の土地区画整理事業と... いうものは一つの大きな武器なん... だ。これによつて農民の方はいやおう... なしに三割幾らというものは提供せ... ざるを得ない」ということが出てくる... 。そこでこれがないならば、農民の方... てもなかなか土地は明け渡さない。従つて... これは公園にとつては唯一の武器で、... むしろ造成するためにこれが非常に必... 要になつてくると思ふ。この公園が土... 地区画整理事業を行うということと施... 行するということは、具体的にはどう... いう差があるか、なぜこれをどうい... うように改めなければならぬか。

るための土地区画整理事業を施行する... ことにより、「等」というように書いて... ございましたものを「健全な新街地を造... 成するために土地区画整理事業を行... う」というように、「等」を加えた点... が改正の要点でございまして、「造成... するための」を「造成するために」に... 改めましたのは、続き工合から変えた... だけでございまして、ここに意味はご... ざいませぬ。ただ「土地区画整理事業... 等」というように「等」を加えた点... に改正の要点がございませぬ。これは従... 来は健全な新市街地を造成するために... 土地区画整理事業だけが行い得るよ... うになつていたのでございませぬが、土地... 区画整理事業は、単に土地の各施設の価... 値を上げるための事業を施行すること... だけをさしておりました。できました... 土地を工場、商店、病院等に供給する... ということは、必ずしもこの「土地... 区画整理事業を施行する」ということ... は認めなかつたわけがございまして、... 今回の改正におきまして業務の範囲を... 拡充いたしました。新たに第三号とい... ちまして、ただいま申しましたよう... に、各種の施設のために宅地の造... 成、賃貸その他の管理及び譲渡を行... うことを公園の業務といたします場合... は、「土地区画整理事業を施行する」... という目的だけでは多少読みづらい点... がございませぬので、「等」の字を加... えたということにございませぬ。

ると困るから、具体的にはどういふ問... 題が「等」の中に入つてくるか、この... 問題を一つ。

○町田政府委員 ただいまも申し上げ... ましたように、業務の範囲が今回拡充... せられました。第三号といたしまして、... 「前号の宅地の造成とあわせて学校、病... 院、商店、工場等の用に供する宅地の造... 成を行うことが適当である場合におい... て、それらの用に供する宅地の造成、賃... 貸その他の管理及び譲渡を行う」とい... うことが加わりまして、それでそれ以外... にもなお七号といたしまして、「水面埋... 立事業を施行すること。」も業務の範囲... に新たに加わつておりました。そこで従... 来は、健全な新市街地を造成するため... には、土地区画整理事業だけがその目的... としてあげられておりましたけれども、... こういふように業務に新たに二つの... 事業が加わりましたので、土地区画整... 理事業を施行することだけを目的とし... ております。その二つの事業が、公... 団の目的の中に入つておらない、目的... 以外のことをやるということになりま... すので、「土地区画整理事業等」と、... 「等」を加えたのでございませぬ。

細な数字をちよつとただいま申し上げ... られませんが、住宅あるいは工場その... ほかいろいろの農地以外の土地に転用... されておるのは、毎年およそ一百万歩... くらいあろうかと思ひます。

○堀川委員 大体日本の人口は年々増... 加しておることは御承知の通りであり... ます。その増加した人口やあるいは増... 加した世帯が大会の近郷にやつてく... るということも、これも自然の成り行... きだと思ふのであります。こういう面... に対しまして、農地の宅地化がだんだ... ん無統制になつていつておるよりに見... えませんが、農地局としてはその点に對... してどういふ対策をしておられるか。

○立川説明員 ただいま御指摘のよう... な問題があるわけがございませぬ。方向... といたしまして都市の産業が發展をい... たしまして、あるいは住宅を拡充する... というために、農地が農地以外の土... 地に転用されるということは必然の勢... いであり、またやむを得ないことであ... ると考えておりますが、これが今御指... 摘のように非常に無統制に行われると... いうことにつきましては、私も必ず... しも適当なことではないと考えておりま... す。それにつきましては、現在法律の... 規定といたしましては、農地法に第四... 条、第五条の規定がございまして、農... 地を転用いたします際におきまして... は、行政機関の許可を要する、こうい... うことになつております。ただその一... つの案件の許可だけでは、日本の国全... 体として土地が計画的に利用されると... いうことにはなかなか申せたいので... あります。そういう点から申せば別に... 国土の利用計画と申しますか、そん... いうものが別に必要かと存じます。

○堀川委員 今申されましたように、... 現状では、われわれが見るところによ... りますと、無計画に宅地化されておる... ように見受けられるのであります。今... 部長が言われたような格好でいきま... すと、われわれとしては非常に満足な... のであります。それに対しては建... 設省とか、あるいは公園とか、ある... は首都圏整備委員会とかいふような... ものと御相談になつて、あらかじめそ... ういふことをきめられる御意思がある... のであります。か、また今まで御相... 談になつたことがあるのでしうか。

○立川説明員 御指摘のような問題に... ついて、非常に本腰を入れまして、政... 府の内部の関係機関で十分に研究をし... たといふところまでは、実はまだ遺憾... ながらいつていないのであります。部... 分的にいろいろ下相談をし、共同研究... をしたようなことは若干ございませ... けれども、ぜひ一つ政府の内部の関係機... 関が共同いたしました。御指摘のよ... うな方向に進めねばならない、こうい... う場合に私は存じておるのであります。

○堀川委員 この協議といふものは非... 常に必要なものではなからうかと思... うのですが、それによりまして今考... へますと、住宅公園におきまして農地を宅... 地化するために申請をしておるの... があつても、農地委員会の承認が... なくして宅地造成に非常な支障を来たして... おるという点も聞くのであります。そ... ういふ点からいいますと、こういふ協... 議会とか何かをやつて、大体都市のま... わりに環境的な宅地を作るといふこと... に本腰を入られるといふことが当然... ではなからうか、かように考へるので... す。今申し上げましたように、私の想... 像であります。そういう面宅地化

の承認がおくれているのでしようか、どうでしょうか。そういう点も一つお聞かせ願いたい。

○立川説明員 私どもの心がけといたしましては、法律によります農地の転用の制限、これはやはり一つの目的があるわけでご覧になって、それは当然農地法の趣旨に従ってきちんと処置をいたさなければなりませんけれども、それがためにまた他方、住宅政策の遂行等に支障があつてはいけないのでございませう。適切なものはすみやかに処理をするという場合に、行政人の処理としては心がけておるつもりでございませう。また足らざるところがございませう。また足りぬところがございませう。

○中島(慶)委員 関連して。この前の委員会に出なかつたので、よくこの事情は私にはわからぬのでありますけれども、大体今同僚諸君の質疑応答から看取できることは、結局ここで問題になるのは、農民が土地を取り上げられるということが非常に問題になるわけでありませう。それはいろいろな圧力を加えてそのままで解決するのではなく、最後には土地収用法が適用されることになる、こういうふうに解決してよろしいのですか、その点を伺いた

い。

○加納参考人 今の御質問の通り、最後には土地収用法が適用されるのでございませうが、私どもできるだけ話し合ひで円満に解決するようにいたしておりますので、今までの適用をいたしたことはございませう。将来もできるだけそういうものを避けようと思つております。

○中島(慶)委員 これは計画局長や住宅公団の総裁にお聞きしても無理な話だと思つておられるけれども、結局土地収用法が適用される、そういうことになりませうと、結局憲法二十九条では「財産権は、これを侵してはならない。」となつておる。その第三項におきまして「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ

る。」こうなつておる。すなわち憲法の二十九条第三項のつとつて、土地収用法も制定されておるものだというように解釈してよろしいか、計画局長から伺いたい。

○町田政府委員 土地収用法は、たゞいまお話のございました憲法の規定に従つて制定されておるわけでご覧になります。御承知のように土地収用法をいたして収用いたしております。

○中島(慶)委員 そこで土地収用法の中にもさうであるし、この法案の中にもさうであるけれども、二十九条の第三項に、「正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ

る。」となつておるのですが、正当なる補償というのことに對する法律的措施が、土地収用法にいたしても、これにいたしても何ら制定されておらない。これがそもそもの法案の欠陥ではなからうかと私は考えるのです。たとへば具体的にどういふ正当の補償をするというのとなしにこの法律を制定した以上は、役人の思ひ通りにこの法律が適用できるといふ結果になつて、先ほど総裁の説明によりませうれば、そういうことのないようにする、そういう段階においてはすでに土地収用法な

り何なりが威圧を加えて、そういうことがないことになつておるのであります。従つてその反面に、正当なる補償の道を講ずるだけの法律を整備せぬ限りは、片方だけを打ち出していくといふことは、大げさな憲法違反の

においするところの法律である、こういうふうな解釈をするのですが、御所見いかがでありますか。

○町田政府委員 土地収用につきましても補償に關する原則は、収用法自体の中に規定されておるわけで、その原則に従ひまして収用委員会において正当な補償額を裁決いたすわけでありませう。そういう法律上きわめて詳細な規定に基き手續が行われて補償額がきま

るわけでご覧になりますから、この点は憲法に規定せられておるというように私たちはなく従つておるというように私たちが解決しておるのでございませう。なおこれが住宅用地を収用する際にございませうと、現在土地収用がございませうのは一団地の住宅経営の場合にのみこれが認められておるのであります。その他の単に無計画に住宅用の土地を必要とする場合に土地収用をするという

ことは、現在認められておらないわけでありませうからして、一定の場合に土地収用法の手續によつて土地を収用するといふことは、これは憲法上の条文から考えましても合法的であるといふように解釈をいたしております。

○中島(慶)委員 そのことであつたと議論してもよろしいのですが、今計画局長のお話では、この住宅行政に對しては土地収用法の適用はできぬといふようなことを言われたように感じ

たのですが、さうおっしゃつたわけですか。

○町田政府委員 先刻御答弁申し上げましたように、土地収用法によりませうと第三条に土地収用をなし得る事業が列記してございませうが、住宅に關しましては第三十号といたしまして、一団地の住宅経営の場合にだけ土地収用ができるように認められておるわけで、これは五十戸以上の一団地の住宅経営といふように規定されておる。

○中島(慶)委員 そうするとこの住宅公団で行う住宅行政についてはおおむねそれ以上だから土地収用法の適用ができる、こういうふうに解釈してよろしいわけですか。

○町田政府委員 住宅を建設することに伴います団地の経営の場合には、住宅公団が行う場合にも土地収用がございませう。

○中島(慶)委員 私希望意見を申し上げておくれなうございませうが、総裁や計画局長にこのお話をしても、むだといつては失礼だが、むだだと思つても申し上げましたようにこの憲法二十九条の第三項の規定に従つて、完全なるところの損失補償を前提としてのみ私有財産を公共の福祉の用に供することができ、これが基本的原則であるといふから、従ひましてこの土地収用法にいたしても、あるいはそれを適用するところの原則として、土地収用法に完全なる損失補償の規定を設けねばいけません。それから現在のところその規定を土地収用法までさかのぼつてつけるとすれば大へんなこと

でありませう。従ひまして土地収用法を適用せねばならぬといふような、こういうような法案については、やはり何かの項目で損失補償の規定といふものを一応こしらえておかないと、一般の

住民はいろいろ知りませんから、土地収用法でもつてあとで取り上げられるものだというような考えでもつて、完全な損失補償の請求ができなくなる。総裁はそういう考えでなくとも、出先の官吏がそれをかさに着て、さうして農民に對して非常な圧政を加える、こういうような結果になると思つて、これも一つわれわれも研究するに思つておる。

○久野委員 時間も相当経過いたしましたので、私は本案に對する内容について簡単に要点のみを二、三お尋ねをいたしてみたいと思つておる。

先ほど同僚各委員からまことに傾聴すべき御意見の開陳があり、質疑応答がなされました。その内容は要するに宅地造成あるいは工場敷地造成のために貴重な農耕地が毀滅をする、そのことによつて農民の生活の安定が脅かされておるのではないかと、さうした措置に對して十分政府側は考慮が払われておるかどうか、こういうことが質疑の要点であつたらうと思つておる。

まことにごもつともな次第でありませう。ところが現在の時代的な要請は、一刻も早く住宅用地を造成するといふこと、それから生産規模の拡大に伴つて思い切つた工場敷地の造成をはかること、こういうことがいわれる時代的な背景となつて要請されておると思つておる。そこで食糧増産のために支障を来たすような農耕地等をつぶすことなく、新しい分野に業務を

拡張をして、いわゆる無限にある海面を埋め立てることによつてこれらの

を埋め立てることによつてこれらの

を埋め立てることによつてこれらの

要請にこたえたいというのが、この住宅公団法の一部改正の法律案の内容である。私はさように察しをいたします。さような意味合いからいいますと、この法律を施行する際に思い切った事業を今年度は約十億と先般加納総裁は仰せられました。さらにこの事業を拡充いたしまして、この時代的な要請にこたえるべきときに来た。おるのではないかと私には思われます。しかしながら実際にこの事業を運営する際に、この法律を施行する際には、幾多の問題点が私に露呈して、この点について、その問題点について十分当委員会でもこれを論議して、おかないと、必ずやこの施行上の支障を来たすおそれがあります。私はその点について、いまから時間の許す限り二、三お尋ねをいたしてみたいと思っております。

先般私は港灣法との関係あるいは漁業補償等についてお尋ねをいたしました。その際私はお尋ねを漏らしておりました件がありますので、まず第一にその点をお尋ねをいたしたいと思います。その点をお尋ねをいたしたところ、現在公有水面を埋め立てる場合には、公有水面埋立法に基づいて地方長官が許可を与えるようになつておるようであり、しかしながら今回住宅公団が水面埋立事業を行うにいたしますならば、同様にやはり公有水面埋立法に基づいて許可を受けるといふことに相なりませうか、それをお尋ねをしたいと思います。

○町田政府委員 たいまお尋ねの点は御説の通りでございます。公有水面埋立法によつて住宅公団も埋め立てをすることになります。

○久野委員 さすればその際免許料は

どういふ形で支払われることになりませうか。  
○町田政府委員 免許料につきましては現在勅令で定められておりますが、これにつきましては今後この法律が成立いたしました後に、関係省とも協議をいたしまして善処いたす所存であります。

○久野委員 現在最も要請をされておられます埋め立ての地域というものは、ほとんど港灣区域あるいは準港灣区域に指定をされておると思つて、さすればこの港灣区域の指定地域については、港灣整備促進法によつて埋立事業が一方で進められておるわけであり、さういふ進められると、この促進法によつて進められておる公共企業体の埋立事業と、住宅公団がこれからやろうといたします埋立事業との間に、ある程度摩擦と申しますか、問題点が出てくるのではなからうかと私は思われるのであります。たとえて申し上げますならば、一方で現在予定をしております地域の埋立権の免許をとりまして、免許をとるというよりも、住宅公団が埋め立てようとする地域に競願をいたしました。そつして免許地域の取り合ひが始まるのではなからうか。そつして実際に、果して地方長官がこれに対してどういふ判断を下すであらうか、こつういふやうな実質的な問題としては、相当大きな問題が私は提示されておると思つておる。現に伝えられるところにより、住宅公団が予定しておる地域については、公共事業団体から埋め立ての競願を出せといつたやうな切つた意見を吹聴なさる動きがあるやに私は何つておる。これは

おそらくデマであらうと思つてすけれども、しかしそつういふ事態が起きてきたといつたならば、その免許を与える事務的な手續だけで、この事業が相当延びるおそれがあると思つて、最初に私が申し上げましたように、時代的な要請に基づいて行われる政策的な事業でありますから、諸官庁が一致してこの事業の推進に当らなければならぬ。官庁の所管争ひによつて、この事業の運営が阻止されるやうなことに相なりませうならば、大へんな問題であらうと思つておる。特にこの点をもう少し具体的に私はお尋ねをいたしてみたいと思つておる。港灣整備促進法に基づいて、港灣区域で工場敷地の造成の埋め立てを計画なさつておいでになるやうであります。この計画の地域は、大体どことどことでございませうか。運輸省の方にお尋ねいたしたい。

○坂本説明員 港灣整備促進法におきましては、いろいろな港灣整備に対する事業に對しまして、国が資金のあつせんをいたすことになつておるのであります。それでこの港灣整備促進法で資金のあつせんをいたす事業につきましても、港灣整備促進法の議を経て、閣議でもって毎年度の事業計画をきめることになつておる。実際に埋立事業につきましても、各省庁、港灣管理者におきまして計画しておるものは、たくさんございませうが、関係各省あるいは学識経験者の方が集まりました審議会の中でも、政府が融資するものを毎年度きましまして、そつしてそれを閣議できめることになつておる。相当数が多ございませうので、今一々申し上げかねると思つておる。

○久野委員 相当数があるといふことではございませうが、大体お似た地域五、六カ所は、どういふ地域でございませうか。  
○坂本説明員 東京の近辺で申し上げますと、大きなものでは神奈川県で考へておられます川崎地先の埋め立て、その隣の川崎市で考へておられます千鳥町の埋立地、横浜で申し上げますと大黒町、石古屋に参りますと、石油タンクのございます港のまん中の九号地の埋立地、そつういふやうなところが含まれておる。

○久野委員 それらの促進法に基づく事業計画については、どれくらい融資がなされておるやうか。  
○坂本説明員 昭和三十一年度の実績は約十四億くらいだつたと思つておる。ただ昭和三十一年度につきましても、現在いろいろ政府の方で協議をいたしておりまして、まだ今後の問題でございませうが、相当大幅にこれを拡大されるといふことで現在協議中中ございませう。

○久野委員 さすれば、すでにそつういふ事業計画がなされておる地域については、かりに公団がその地域を要望しても、これはでき得ないといふことになるわけではございませうか。  
○坂本説明員 これはすでに埋立権の認可を得まして、工事を実施中のごとろが多ございませうので、それをあらためて公団の方でかわつておやりになつておる点につきましては、実施されおるものと協議の結果になるだろつと思つておる。非常にむづかしいだろつと思つておる。

○久野委員 さすれば、その際免許料は

せつかくこの法律の施行に伴つて行います事業の分野といふものが、非常に狭くなるおそれがあると思つておる。ただいま東京港の例が出現しております。ただいま東京港の例が出現しておりますが、東京港で最も工場敷地があるのは住宅敷地を強く要望いたしておる地域は川崎市だと思つておる。特に現在港の周辺に工場が密集をいたしておる。しかるに住宅地は新横浜の道路の近くに作つておる。その住宅地から約一時間近くもかかつて、港の工場地帯へ通勤をしておるというのが今の実情であります。そのために計画道路を建設する、あるいは交通網の整備のためにトローリー・バスを走らせる、あるいは普通のバスを走らせるといふやうに、交通運輸の面等についても、格段の注意が払われておるやうな実情であります。住宅敷地をその工場の隣接地に作ることはでき得ないか。さすればそのロスも未然にある程度防ぎ得ようといふことが、この住宅公団法の一部改正法律の要旨であらうと思つておる。そつういふ際に、すでに港灣整備促進法に基づいて、埋立事業計画が立てられておるから、その地域内については、住宅公団法に基づく水面埋立事業を行うことが困難であるといふことになりませう。この法律に基づく事業計画を円満に運営することができ得ないといふ事態が起きてくる、そつういふ際にあつても運輸省といつたしましては、その協議に應ずるとかあるいは免許の委譲をするとか、そつういふやうな話し合ひに絶対に応じないといふ態度でございませうか。

○坂本説明員 港灣地帯内の特に埋立事業につきましても、私どもの考へておる

○久野委員 さすれば、その際免許料は

○久野委員 さすれば、その際免許料は



いと思ひます。わが国におきましては、工業が特に最近港灣地帯の周辺に集まつて参りまして、臨海工業地帯といふものを形成しつつあるのが現状であります。港灣内の土地、水面といふものは、現在経済的に非常に高い価値を有するようになっておると思ひます。それでこの地帯を無計画に食い荒されるということでは、国といたしましても非常に困ることになります。港灣地帯につきましては、各港灣ごとに港灣計画といふものを策定いたして参りまして、港灣の開発上最も有効に使えるように考へておるわけでございます。しかし港灣の水面と申しましても、非常に広いものでございまして、全部が工業用地として使わなければならぬというわけでもございませぬ。あるいは住宅のための宅地としても使ふところ、あるいは農地として開発しても差しつかえないところもございします。そういうことを考慮に入れて港灣計画といふものを策定しておるのでございします。このたびの住宅公団法の一部改正につきましては、この改正で、住宅公団において水面の埋立事業を行い、また住宅の用に供する以外の、学校だとか工場等の宅地の造成も行い得るというふうになつておりました。その点では建設省と了解もいたしておるのでございします。この法文にもございしますように、「前号の宅地の造成」と申しますのは、住宅の用に供する宅地でございますが、この「前号の宅地の造成」とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成」を行うというふうになつてお

して、主たる目的とするところは、住宅公団の性格からいひましても、住宅の用に供する宅地の造成が積極的な目的である。しかしできた土地が、一定の区域を区切つて造成する土地でございしますので、その用途を住宅の用に供する宅地だけに限定するということが、事業の計画もよりましく参りませぬ。いろいろ限定の点では効率的に参らないうら、そういう意味で、住宅の用に供する宅地以外の、法文にありまつか、学校だとか病院だとか工場だとか、そういうものの宅地としても造成ができるというふうな法律になつておりました。またそういうふうな建設省の方から協議をいたしたいときに私どもは了解しているものでございします。従つて今度の法律の改正によりまして、住宅公団で水面埋立事業をおやりになるものにつきましては、やはり主体は住宅の用に供する宅地の造成ということが主でございまして、その他のものは付随的のものであるというふうに私は了解しているものでございします。それで実際にそういう埋立事業の申請がございした場合には、どういふものが住宅公団でおやりになるのが適当であるか、あるいはどういふものが港灣整備促進法というふうなものによつて行われるのが適当であるかという点につきましても、従来の建設省とのお話で一応の観念は得ておりますが、今後さらに具体的に連絡をとりたいというふうなことを考へておりました。

○久野委員 お説はごもっともであります。が、実際問題としてはそれは簡単にはいかないと思ひます。たとへて申し上げますならば、公団があくまで住宅用地のために水面埋立てを行なつたといふことです。ところがその地域にある工場が求めて、ぜひ工場敷地として譲つてもらいたい、そういうお話が出た場合には、賃貸、分譲を行つて法律には明記してあるわけですが、現在の日本の国策の要請するところから従つて、工場敷地としてこれを売却する場合同様にしようし、貸付場合同様に参りましようし、その際に、港灣整備促進法に基づく計画を違ふからといって、運輸省の方が指示なさるような事態が起きてはしないか、そのことを私は心配をいたすのであります。でありますから、これが行政的な措置だけで簡単にできるの見えまするけれども、実際にはなかなか運営の面ではむずかしいかと私は思ひます。でありますから、何か法律でこれを規制するか、あるいは行政措置でやるといたしますならば、申し合せ事項か、あるいは国会で決議をするか、何らかの制度を設けてやらなければ、実際面では非常に困難が伴うのではなからうかという点を私は今運輸省のお方にお尋ねしているわけでございます。が、さらにそのように工場敷地として要求された、そこで工場敷地として住宅公団が提供をするという際に、当然港灣設備をすることを要求して参りましようが、そういう際に、これはおれの方の關係でやつたことではなから、住宅公団がおやりになつたことであるから、それに対する港灣設備は御相談には応じられませぬなどという話が出てははしませぬでしやうか。そういう際には一体どうなましようか。その点をも少し具体的に御話を伺いたいと思ひます。

○坂本説明員 現在埋立事業をやつておりますものを公団にくらぶがえするかどうかという問題は、ちよつとここでお返事する必要もないように存じます。が、今後の問題といたしましては、公団の方からの公有水面埋立の出願が出たときに、どう処理するかということの問題であると思ひます。その点につきましては、今まで建設省の方とお話し合ひいたしました線によりまして協議することによつて、私は十分そなへておきます。その埋立地ができましたあとで、その周辺に港灣施設をやる場合に行政的にどう考へるかという点に關しましては、これは港灣として必要であれば港灣行政上当然考へることでございます。まして、特に公団がやつたからとか、あるいは管理者がやつたからとか、あるいは差別をすることはなからと思ひます。○久野委員 ただいまの御答弁で大へんこれは明確になつたと思ひます。ぜひ私が希望を申し上げたいことは、できる限り摩擦を少くして、關係官庁で十分協議の上、この目的達成のために御協力を切にお願ひ申し上げたいということでございます。

次に漁業補償の点について少しお尋ねしてみたいと思ひます。水面埋立の場合には、区画漁業権と共同漁業権とがあるわけですが、現在この区画漁業権の補償については一定の基準がございませうか。あつたといひましたら、住宅公団がございませうか、実際に起りましたケースにつきましても、基準と申しますか、実際にそこにおいて上つておる収益等を見合つて行われるわけでございますが、特に漁業権の補償というよりは、実際は問題の大きさは漁業をする場所を失ふということにあるわけでありませぬので、実は今までもいろいろのケースについて、うまうまといつておる場合と必ずしもうまうまといつておる場合とを見ますと、うまうまといつておる場合には補償額の問題よりも、あるいは子弟の転業とかというふうな点にまでまか御配慮をいたしたい場合には、うまうまといつておるよりも、親切に御配慮がなかつた場合には、非常に補償問題が紛糾しておるような例もあつたわけでございます。でありますから、むしろ補償といたしまして、生活に關する十分の御配慮が大きな問題だと思つておられます。○久野委員 もちろん漁業の補償は、漁民の将来の生活の安定を保障してやるというところが主眼であらうと思ひます。そのためには、一体その漁民の将来の生活の安定を保障するというならば、そこにおのずと一定の基準がなければなりません。五カ年くらいまでのところをめぐりては補償してやるというのか、あるいは十年、二十年の長い期間漁民の生活を保障してやるということが基準になるというのか、私はそこにて一定の基準というものが出来なければならぬと思ひます。そういうふうな基準を設けて指導しておいでになるのかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○新澤説明員 従来の例によりまして、補償の基準としてはたしか十年の期間における予想収益といふことを基準にしてきたものと思つておられます。○久野委員 その予想収益といふものはやはり地域によつて違ふと思ひますが、やはりその地域ごとに算定なさるといふことですか。

○新澤説明員 おつしやいました通り、いろいろ漁業の種類あるはそれによつて上ります収益、いろいろケースによつて違ひますので、過去に上げました収益が今後も上げられるという推定のもとに、その十年間というよりなことで従来はやつておつたよりでございます。

○久野委員 それはやはり区画漁業権も共同漁業権も平等に補償なさるといふことですか。

○新澤説明員 先ほど申し上げましたように、単に漁業権の補償以外にいろいろな御配慮、転業等の御配慮という点も入つて参りますから、それによつて、補償金額は必ずしも今申し上げたような過去の収益の十倍というよりなことでなしに、もつと少額にきめられて、そのほかいろいろな別の施設をしてもらふとか、あるいは転業についてあつせんをしてもらうというケースがあるわけでございます。ですから今申しましたのは一応の基準と申しませうか、ほんとうの基準でございます。

○久野委員 ただいま御説明の点は私は一応の目安だと思ひますが、しかしこの漁業者には専業者とそうでないものと二様あると思ひます。この二様の業者についてやはり一定の基準がなければ、その補償額を配分する場合に非常な困難が出てくると思ひます。そういう際にはどういふふうに行政的御指導をなさつておられるのでしょうか。

○新澤説明員 水産庁が直接各自の配分にまでこまかく入りました例はたしかありませんで、漁業協同組合等がございますし、あるいは地元の方々のこ

あつてで円満に解決してゐるというものが、従来の例のように思つておられます。

○久野委員 そういふ際に紛争が起きたという事例はないのですか。

○新澤説明員 紛争と申しますか、決定に至りますまでに相当時間がかかるという事ははないではありますませんが、結局たび重ねてのお話し合いのうちに、うまくいくといふことでございます。

○久野委員 実例をあげて申しますと、千葉の川崎製鉄の隣接してある地域に東京電力が敷地造成をはかろうとした。その漁業補償の際に、たゞいま申し上げた専業者と非専業者との間の配分の問題で訴訟されたになつたといふ話を私は聞いておりますが、そのことは御存じありませんか。

○新澤説明員 はなはだ申しわけありませんが、実は私就任後まだ日浅いので詳しいことは聞いておりませんが、係の者は聞いておられるかもしれません。私まだ調べが行き届いておりませんので……。

○久野委員 私はこれは水産庁としては大へんな手落ちだと思ひます。やはり漁民の生活を確保してやろうという行政指導をなさる官庁が水産庁だと私は思ふのですが、その水産庁が、そういう漁業補償の補償金の配分の問題で漁民同士が争つておつて、しかも訴訟されたまであつたといふことを知らぬとおつしやる、まことに私はおかしい話だと思ひます。実例を私はあげた。そういう際にはやはり行政的に一定の基準を設けておやりにならないと、必ずや幾多の紛争が各地に起きるおそれがあると思ひます。現にダム補償の問題等で相当な紛争が起きてゐる。それと同様なケースが起きてくる場合が

想定されますので、それについて私は十分御検討なさる必要があつるかと思ひます。一応十年を目安にして基準にしよ、こうおつしやいますけれども、その十年の目安にいたします漁業者の生活の根拠といふものをどこに置くか、根拠の基準と申しますか、一カ年間の収入の基準といふものは一体どこに置くか、こういうことでもやはり算定のもとになつてくるのではなからうかと思ひます。そういうよりなことをなつておつて十分御検討をお願い申し上げたいと思ひます。

時間もありませんのであまり多くは申し上げませんけれども、以上私は二三の点についてお尋ねを申し上げたのでありますが、まだ幾多の疑点を私は持つておられますから、いずれかの機会に私はもう少しお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

○新澤説明員 最後には皆さんおそろひのところでお願ひを申し上げたいことは、従来埋立事業に關連をした各種の行政、法律の規制等もあるわけでございますから、その規制でなしに、まともな将来の見通し、計画を立てて、そうしてこの国家的な要請にこたえるようにこの事業が推進されるよう御努力と申しますか、御協力を切にお願ひ申し上げまして、私の質疑を終ることにいたします。

○小川(豊)委員 公団に対しての質問であります。公団で水面の埋め立てをしていく場合に、ここには漁業権を持つてゐる漁民があるわけ、この漁業権を持つてゐる漁民に対しては、今新澤さんの方から答弁になつたように、過去十年間の予想収益といつたようなものを算定の基準として、やはり

公団の方で補償をなさるわけですか。

○加納参考人 まだ私は何も考えておりません。しかしながらできるだけ将来の生活の保障されるような、また法律上一点張りでない個人々々の家庭の状況も聞きまして、その子弟の将来の職業とかいふようなことまで考へて、摩擦を起さないように、できるだけ寛大にこの問題は処理していきたい、その存じておられます。

○小川(豊)委員 私は今の御答弁で満足に納得がいくのでありますが、そうしますとまた前に返るわけですが、これも、漁民の場合には、漁業権は持っているが土地は持っているわけじゃない。たゞし漁業権は持っている。これに對して過去の十年間の収益を予想してその将来のことまで講じてやろう、これは公団として非常に親切な行き方だ、確かにこうありたいと思ひます。ところが、そういう点から見ると、先ほど申し上げました農地の場合には三割四分七厘たゞで土地を提供させるというところは、格段の相違がある行き方になりはしませんか。

○加納参考人 私はそう思つておりません。前の方の農地の場合にも十分な補償を与えておると思ひます。また先ほど申し上げましたように、どうしても転業するのはいやだ、農業をしたいという人には、かえ地を買つて差し上げるというふうに考へておられます。漁業者に対する私の考へも、それから農業に就いて従事していきたいという人に対する私の考へも、少しも違ひはないと思ひます。

○小川(豊)委員 そうすると、こう解釈していいのですか。漁業の場合には

そうしてやる、農地の場合には三割幾らというものは現物としてそこでは出さなければならぬが、そのかえ地はほかでやる、そういうことなんですか。それならばそれで私は納得いくのですが、たゞ取り上げるのではなく、かえ地は見つけてやる、こういうことなんですか。

○加納参考人 どうしても百姓をした、前に六反歩なら六反歩の地面を持つていて、それが四反歩に減るのは困るから、六反歩の地面がほしいといふ場合には、六反歩の地面を付近に買つてそれを農民に与える、こういうことでございます。

○小川(豊)委員 六反歩買つてやらなくとも、三割四分だから三割四分買つてやればよいといふことですか。

○加納参考人 いや、そうではないのです。どうしても六反歩の地面を耕作したいのだ、こういう場合には、その団地の付近に六反歩の地面を買つてお渡しする、こういうふうに行きたいと思ひます。

○小川(豊)委員 そうすると、三割幾らかとられると六反歩が減るから、どうしてそこではやれないので、六反歩はそつくり提供してよそに行きたい場合には、そういうふうに行つてやる。そうすると、その農家は移転しなければならぬ、土地の条件も違つてくるが、そういうものに対しては十分に支障のないように見てやる、こういう精神であると思ひます。

○加納参考人 おつしやる通りでございます。

○薩摩委員長 それでは本日の質疑はこの程度にとどめます。次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後一時三分散会